

第 3 回東近江市景観審議会

議 案 書

議案第 1 号 東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について

議案第 1 号

東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について

東近江市景観計画に規定する東近江市景観審議会の承認を必要とする行為の承認について、東近江市長から諮問されたので、意見を求めます。

平成 23 年 8 月 25 日

東近江市景観審議会議長

東都整第 243 号

平成23年8月25日

東近江市景観審議会長 様

東近江市長 西澤 久夫

東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について（諮問）

景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項第2号の届出が別紙のとおり
されました。この届出は東近江市景観計画において琵琶湖・伊庭内湖景観形成重
点地域に位置し、規模の景観形成基準が特例の適用を要する行為であり、景観計
画の規定により景観審議会に諮問します。